

平成31年度
岐阜県県産材競争力強化・販路拡大支援事業
募集要項

平成31年4月10日
岐阜県林政部県産材流通課

目 次

第 1	事業の目的	1
第 2	募集の内容	1
1	募集事業の内容	1
2	対象経費	1
3	補助対象経費の補助率と限度額	2
4	事業実施期間	2
第 3	公募参加の条件	2
1	事業提案者の条件	2
2	事業の公募手続き	4
3	事業提案書類の受付	5
4	公募に際しての注意事項	5
5	事業提案書類の送付先・受付場所	6
第 4	審査に係る事項	7
1	審査方法及び候補者選定方法	7
2	ヒアリング	7
3	評価基準	7
4	選定結果の通知及び公表	7
5	異議申し立て	7
第 5	事業実施に係る留意事項	7
1	事業実施内容の協議	7
2	実施計画書の作成	7
3	事業の補助金交付決定	7
4	事業着手に係る制限	7
5	事業の遂行	8
6	計画の変更	8
7	事業の継続が困難となった場合の措置について	8
8	試作品・実証モデル施設等の処分制限	8
9	実績報告書の提出	8
10	補助金の支払い	9
11	効果報告書の提出	9
12	問い合わせ先及び各種書類の提出先	9
	(別表) 評価基準	10
様式		13

平成31年度岐阜県県産材競争力強化・販路拡大支援事業 事業提案募集要項

第1 事業の目的

本事業は、木材需要の減少、社会ニーズの多様化など、木材産業を取り巻く環境変化に的確に対応し、岐阜県産の木材及びきのこと類（以下「県産材等」という。）の利用拡大に関する取り組みを支援し、県産材等の需要拡大を図ることを目的としています。

なお、この募集要項は「国内競争力強化支援事業」、「海外販路拡大支援事業」、「新規用途導入促進事業」、「海外技術者育成支援事業」、「東京オリ・パラ新製品開発等支援事業」及び「県産材海外PR施設整備支援事業」の実施候補者を公募するにあたり、募集事業の内容、参加要件及び手続き等を定めています。

第2 募集の内容

1 募集事業の内容

対象となる募集事業の内容については下記のとおりです。

I 国内競争力強化支援事業

国内の競争力を高めるための新たな分野や地域に向けた県産材等製品の販路拡大及び事業体の経営基盤強化等

II 海外販路拡大支援事業

県産材等製品の海外輸出に向けた販路拡大等

III 新規用途導入促進事業

県産材等を利用した新製品の開発※1・試験研究及び開発した新製品の普及等

【注意事項】

※1 数年以内に製品化が実現可能であるものに限る

IV 海外技術者育成支援事業

県産材住宅の輸出に向けた海外技術者※2に対する技術指導、各種研修会の開催等※3

【注意事項】

※2 海外に居住、また今後海外に居住予定の外国人を対象に、県産材を使用した住宅建築にかかる技術研修を行うもの

※3 県産材を使用した木造住宅建築を熟知した日本人が指導者となり、同じ研修生に原則として延べ20日以上の技術研修を行うもの

V 東京オリ・パラ新製品開発等支援事業

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた新製品の開発・森林認証材等の供給体制構築等

※4

【注意事項】

※4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて整備される関連施設への県産材利用に資する取り組みであり、開発等を行う県産材製品は、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が定めた「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合した、もしくは今後適合できる見込みのもの

VI 県産材海外PR施設整備支援事業
海外における県産材PR施設整備等※5

【注意事項】

※5 整備するPR施設に使用する木材は原則としてぎふ証明材とし、自社以外の3社以上の商品を整備した施設に展示するもの

2 対象経費

対象となる支出経費は以下のとおりとします。

区 分	内 容
賃 金 ※ 海外技術者育成支援事業に限る	海外技術者の育成に必要となる業務（技術指導、研修会等の開催）を行う指導者（大工等技術者）に対して支払う実働に応じた対価とし、定額24千円/日とする
謝 金	事業を実施するために必要となる企画、講習会、専門的知識の提供、資料整理、補助、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼
旅 費	事業に必要な旅費及び費用弁償
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等（ただし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の光熱水費その他の経費は除く）
役 務 費	通信運搬費、筆耕翻訳料、損害保険料、認証申請等の手数料等の経費、販路拡大に向けた市場調査等の経費、生産性向上等に係るシステムの開発に係る経費、試験に必要な機具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等に追加的に必要となる人的サービスに対して支払う経費 東京オリ・パラ新製品開発等促進事業については、COC認証の取得及び更新に要する経費（ただし、岐阜県内に所在する事業所等の認証経費に限る）
委 託 料	広告出稿料、コンサルタント、登記事務、測量等の委託料、調査・調整、資料作成等の経費
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具、試験器具・機械等の借料及び損料
備品・資機材購入費	事業実施に直接必要な資材購入に係る経費
建築工事費 ※ 県産材海外PR施設整備支援事業に限る	建築本体の建築工事に要する経費（ただし、電気・上下水道等設備関連工事費は除く）

※国土交通省「設計業務委託等技術者単価」を参考としてください。

※※海外販路拡大支援事業における輸送に係る直接の経費は、現地において販売事業に供せず、かつ、日本へ持ち帰る展示品、チラシ等の配布物のみ対象とします。

※補助対象とする経費は、自社以外の者に支出する経費に限ります（ただし、賃金を除く）。

3 補助対象経費の補助率と限度額

補助対象経費の補助率は（1／2以内）とします。

補助対象経費は事業内容等の審査結果に基づき決定されることとなりますので、提案額とは一致しないことがあります。また、消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とします。

補助金の限度額は、1事業あたり下記のとおりとします。

補助金の限度額

- I 国内競争力強化支援事業
1事業あたり 1,000千円
(5者程度)
- II 海外販路拡大支援事業
1事業あたり 2,000千円
(5者程度)
- III 新規用途導入促進事業
1事業あたり 5,000千円
(3者程度)
- IV 海外技術者育成支援事業
1事業あたり 2,000千円
(2者程度)
- V 東京オリ・パラ新製品開発等支援事業
1事業あたり 2,000千円
(2者程度)
- VI 県産材海外PR施設整備支援事業
1事業あたり 5,000千円
(1者程度)

4 事業実施期間

事業実施期間は、補助金交付決定日から平成32年3月10日までとします。

第3 公募参加の条件

1 事業提案者の条件

企画提案者は、林業・木材産業関係者、住宅産業関係者、きのこ類を栽培する者、市町村及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他知事が認める者で、以下の条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 岐阜県内に事業所を有する者であること。
- (2) 共同で本事業を行おうとする者は以下のア～エをすべて満たす者であること。
 - ア 目的、活動・事業の種類、会計、役員に関する事項等が記載された定款等が策定・締結されていること。
 - イ 事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書が作成されていること。
 - ウ 事業年度ごとに事業報告書及び収支決算書が作成されていること。

エ 事業を的確に遂行するに足る人員、経理的基礎、事務処理能力を有すること。
 (3)「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」第3条各号に掲げる者でないこと。

2 事業の公募手続き

(1) スケジュール (案)

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	平成31年4月10日(水)～平成31年4月26日(金)
② 募集要項等に関する質問受付	平成31年4月10日(水)～平成31年4月19日(金)
③ 事業提案書類の受付期間	平成31年4月10日(水)～平成31年4月26日(金)
④ 事業提案ヒアリング	平成31年5月10日(金)～平成31年5月17日(金) のうち県が指定する日
⑤ 審査結果の通知及び公表	平成31年5月下旬～平成31年6月上旬

(2) 募集要項等の配布

ア 配布日時 平成31年4月10日(水)～平成31年4月26日(金)
午前9時～午後5時まで(ただし、土日祝日を除きます。)

イ 配布場所 岐阜県林政部県産材流通課販路拡大係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号岐阜県庁8階)

※ 募集要項等は、岐阜県林政部県産材流通課のホームページからも入手できます。

岐阜県庁HP (<http://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>) > 「組織名で探す」 > 林政部県産材流通課

※ 問い合わせ先は、県産材流通課販路拡大係

(3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

平成31年4月10日(水)～平成31年4月19日(金) 午後5時まで(必着)

イ 質問書提出方法

企画提案書を提出するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式第3号)を県産材流通課にファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、MicrosoftWordとしてください。)を添付して提出してください。

※ 提出後、質問書が届いたかどうかの確認を必ず電話にて行ってください。

ウ 質問書提出先

岐阜県林政部県産材流通課販路拡大係

電話番号 058-272-1111 (内線3015)

FAX番号 058-278-2705

電子メール c11545@pref.gifu.lg.jp

エ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、県産材流通課のホームページ上にて公表します。

岐阜県庁HP (<http://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>) > 「組織名で探す」 > 林政部県産材流通課

3 事業提案書類の受付

(1) 受付期間 平成31年4月10日(水)～平成31年4月26日(金)午後5時【必着】

(2) 提出書類

事業提案書の様式等は日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折り込み使用可)とします。

応募者	提出書類	留意事項
応募者共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案書(様式第1号) ・ 事業計画書(様式第2号) ・ 誓約書(様式第6号) 	
法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書 ・ 直近3ヶ年の事業年度の収支内容がわかる書類 	<p>◇提出日において発行日から30日以内の日付のもの</p> <p>◇直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出すること。なお、親会社が金融商品取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを(可能な場合はどちらも)提出すること)</p>
個人事業主の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業届(税務署受付印のあるもの)の写し ・ 直近の確定申告書(税務署受付印のあるもの)の写し 【第一表、第二表、収支内訳書(1・2面)または所得税青色申告決算書(1～4面)】 	<p>◇決算期を一度も迎えていない場合のみ提出すること</p> <p>◇開業後、決算期を1回以上迎えている場合は、所得額に関わらず提出すること</p> <p>◇表紙に受付印がない場合は、税務署が発行する「納税証明書(その2:所得金額の証明書)」の原本を追加で提出すること。</p> <p>◇電子申告した場合は、「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを添付すること</p>

(3) 提出部数

6部(正本1部、副本5部)

(4) 提出方法

県産材流通課あてに持参又は郵送により提出してください。郵送した場合は届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 注意事項

- ア 補助対象となる経費等については、第5の1の協議により決定させていただきます。
- イ ヒアリングは、提出いただいた提出書類をもって実施します。事業の説明に必要な資料等がある場合はヒアリング時に持参してください。
- ウ 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

4 公募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じたことに係る責任は、すべて事業提案者が負うものとします。

(3) 事業の一括委託の禁止

事業内容を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできません。

ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる業務については委託することができるものとします。

(4) 複数提案

事業提案者は複数応募することができます。

(5) 補助金の併用の禁止

本事業の補助金を受ける場合は、当該事業に対して、国、県、市町村などから他の補助金等を受けることはできません。

(6) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません(軽微なものは除く。)

(7) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(8) 費用負担

企画提案書の作成、提出等の事業提案参加に要する経費等は、すべて事業提案者の負担とします。

(9) その他

ア 事業提案者は、事業提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出された事業提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 事業提案書の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日前日の午後1時までに辞退届（様式自由）を県産材流通課に持参又は郵送により提出してください。

5 事業提案書類の送付先・受付場所

岐阜県林政部県産材流通課販路拡大係

（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号岐阜県庁8階）

第4 審査に係る事項

1 審査方法及び候補者選定方法

補助事業実施候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたっては、評価基準（別表）に基づき、提出書類及び事業提案者による事業内容のヒアリングを行い、各基準を採点結果に基づく総合的な評価と審議により、予算の範囲内で上位の者から候補者を選定します。

2 ヒアリング

(1) 開催日時・場所

・平成31年5月10日（金）～平成31年5月17日（金）のうち県が指定する日

*日時及び場所については、後日、様式第4号により事業提案者に連絡します。

3 評価基準

別表のとおりとします。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後速やかに様式第5号により事業提案者に通知するとともに、選定された提案事業についてはホームページ上で公表します。

5 異議申し立て

選定結果に対する異議申し立ては受理しません。

第5 事業実施に係る留意事項

候補者は「岐阜県県産材競争力強化・販路拡大支援事業要領」（以下「要領」という。）に基づき、事業を実施していただきますが、事業提案に当たり、次の事項について注意してください。

1 事業実施内容の協議

事業実施内容は、提案内容を基に候補者と県との協議により決定させていただきます。なお、候補者と県との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業が実施できない場合があります。

2 実施計画書の作成

候補者は前項の協議結果及び要領に基づき実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、県へ提出してください。

3 事業の補助金交付決定

県は計画書を審査のうえ、補助金の交付決定の通知をします。

4 事業着手に係る制限

事業は、県から補助金の交付決定の通知があった後に着手してください。ただし、やむを得ない事情により、内示後、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手する必要がある場合には、別途定める様式をあらかじめ知事に提出してください。これらの手続きを行うことなく事業に着手することで発生した経費については補助金の対象とならないものとします。

5 事業の遂行

補助金交付決定の内容、その他要領に基づく県からの指示等に従い、注意をもって事業を遂行しなければならないものとします。なお、8月31日現在における事業進捗状況について、別途定める様式に基づき、9月10日までに知事に提出しなければならないものとします。

6 計画の変更

計画書に記載されている事項を変更する必要がある場合には、逐次県に報告し、指示を受けてください。

7 事業の継続が困難となった場合の措置について

事情の変化により、事業の継続が困難となった場合は、県に報告し、指示を受けてください。その場合の措置は次のとおりとします。

(1) 事業実施者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業実施者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定を取り消すものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び事業実施者双方の責に帰すことができない事由により事業の全部又は一部の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は内容を変更するものとします。

8 試作品・実証モデル施設等の処分制限

(1) 本事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない、当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下「財産処分」という。）する必要があるときは、事前に県の承認を受けなければなりません。

ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間、又は農林水産大臣が定める期間を経過したものについては財産処分後にその内容を報告してください。

(2) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません（事業期間中であれば補助金交付決定額を減額します。）。

ただし、本事業の成果を活用して実施する事業に使用するため転用（所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合は、納付の必要はありません。

9 実績報告書の提出

事業が完了したときは、実績報告書をすみやかに県へ提出してください。

10 補助金の支払い

事業完了後、県が報告書等の書類や会計書類による審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査を行い、交付すべき補助金の額を確定します。

補助金の額の確定通知を受けた後、補助金交付請求書を提出してください。

11 効果報告書の提出

事業完了年度の翌年度から3年間にわたって、県産材等利用実績、新製品・施設のモニター調査数等の実績、及びモニター調査等の結果による製品・施設の性能向上、改善等についての効果報告書を県へ提出してください。

12 問い合わせ先及び各種書類の提出先

本要項に関するお問い合わせは次のとおりです。

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁8階）

岐阜県林政部県産材流通課販路拡大係

TEL 058-272-1111（内線3015）

FAX 058-278-2705

電子メールアドレス c11545@pref.gifu.lg.jp

(別表)

評価基準

	評価項目	評価内容
企画提案 (提案内容評価)	事業実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな分野への木材利用や大都市圏、海外等への販売拡大、及び木材関連事業体の競争力を高めることで、県産材等の利用拡大につながる内容であり、企画・独創性や地域性・特殊性等の着眼点が優れているか。 <p>【留意事項】</p> <p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域性・特殊性を踏まえた提案となっている場合に優位に評価する。 <p>〈海外〉〈海外技術者育成〉〈県産材海外PR施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出先として想定した国等における状況、ニーズ等を踏まえた提案となっている場合に優位に評価する。 <p>〈新規用途〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材等の特性や市場ニーズを踏まえた提案となっている場合に優位に評価する。 <p>〈東京杉・パラ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内森林認証材等の利用に関し具体的な計画を有し、関連施設のニーズを踏まえた実現可能な提案となっている場合に優位に評価する。
	①実施計画 事業の実現可能性等について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が目的や目標に対して適切かどうか。 ・事業内容が期間内に実施可能かどうか。 ・製品等の開発にかかる事業については、期間内または数年以内に製品化が実現可能であること。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の課題・留意点等を十分に理解し、的確かつ実現性が高い提案である場合、研究開発、商品・サービス開発においては、商品化、サービス開始期間が事業期間内である場合に優位に評価する。
	②新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・先導的な取組みや技術などのモデル性が高いものとなっているか。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者にとって初めての取り組みである場合や他にない独創的で実現性が高い提案となっている場合優位に評価する。 ・これまでの取り組みの単なる継続の場合は評価しない。ただし、発展的な内容であれば優位に評価する。
	③事業効果 県産材の利用拡大について	<ul style="list-style-type: none"> ・県産材等の利用拡大に大きく寄与するものとなっているか。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業による3年後の目標年間加工量や輸出货量など、波及効果による利用拡大が大きいと認められる場合に優位に評価する。
	④事業費積算	<ul style="list-style-type: none"> ・目的や目標に見合った適切な積算となっているか。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的や目標に対して、効率的な実施により経済性に優れている積算である場合に優位に評価する。
実施体制 (参加者評価)	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的を達成するために、十分な人員体制を有しているか。 ・事業を実施するために必要となる専門知識を有する者や専門技術力(資格)を有する者を配置しているか。 ・緊急時等におけるバックアップ体制が用意されており、その体制・内容により事業の確実な実施と成果の向上が期待できるか。
	業務フロー (工程管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された事業内容や運営方法が実現可能な具体性を帯びているか。 ・事業内容に沿って、事業期間内に実施できるスケジュールが構築されているか。
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分に生かせることが期待できるか。 ・提案事業に類する事業で良好な実績を有しているか。
	経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の経営基盤が安定しているか。

ヒアリング	取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的、内容を十分に理解し、技術提案内容を的確に説明するなど、取組意欲が高いか。 ・募集要項や、評価基準、質疑応答で公開している情報に基づき、当事業の内容を正しく理解しているか。 ・審査者からの質問に対し、技術的知識や豊富な経験に基づいた回答をしているか。
-------	------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注※) 業務実績等を含める実績は、平成15年度以降(過去15年以内)の実績とする。

(注) 下記の例などに当てはまる場合には予算の範囲内であっても採択しないことがあります。

例) ・実現可能性が認められない。

・研究開発の効果が認められない。

・次の理由により失格・無効としたとき。

提出期限を過ぎて提出書類が提出された。

提出した書類に虚偽の内容を記載した。

審査の公平性に影響を与える行為があった。

募集要項に違反すると認められる。

その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した。